

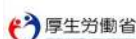
大阪労働局



YouTubeチャンネルで 法改正の内容を紹介しています！

大阪労働局では、YouTubeを利用した動画配信を行っています。溶接ヒューム・塩基性酸化マンガンに対する規制の内容や、石綿障害予防規則等の改正内容が動画で分かりやすく、いつでも視聴することができます。

溶接ヒューム・塩基性酸化マンガンに対する規制



特定化学物質障害予防規則 (特化則)等の改正について

・溶接ヒューム・塩基性酸化マンガンに対する規制
(令和2年4月22日公布・告示/令和3年4月1日施行)



QRコードはこちら



3. 溶接ヒュームの特化則各条文の適用表

規制項目	適用範囲	規制内容
溶接ヒューム	溶接作業	作業場所の換気、作業員の保護
塩基性酸化マンガン	溶接作業	作業場所の換気、作業員の保護

5. 溶接ヒュームの濃度の測定等(その2)

令和2年厚生労働省告示第286号第1条

※ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等
個人ばく露測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定する。
【個人サンプラーの例】



石綿障害予防規則の法改正の内容

石綿障害予防規則等の法改正説明

石綿障害予防規則等の改正について 概要編

令和3年

厚生労働省大阪労働局労働基準部健康課

QRコードはこちら



改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

規制項目	改正後の規制
石綿	作業場所の換気、作業員の保護
石綿含有物質	作業場所の換気、作業員の保護

石綿障害予防規則等の改正について 詳細編

令和3年

厚生労働省大阪労働局労働基準部健康課

詳細編
もあります！

トレミ

このほかにも様々な情報を発信しています！



とれゴン

チャンネル登録
ヨシ！

大阪労働局 YouTube



大阪労働局 労働基準部 健康課

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html>

(R 3 . 5)